

JR西日本の日勤教育に、 「裁量権の逸脱・乱用があった」と認定！

大阪地裁

7月27日、大阪地裁は、JR西労の仲間たち264名（現在258名）が原告となって闘っていた日勤教育裁判に対し、61名の組合員（原告）の訴えを認め、総額620万円の損害賠償を命ずる判決を言い渡しました。この裁判は、JR西労が2006年4月27日に提訴し、日勤教育は人格権の侵害であり、安全配慮義務に違反することから、会社（JR西日本）に慰謝料を請求し5年余りの歳月をかけ闘ってきた裁判です。

JR西日本が実施してきた日勤教育は、再教育とは名ばかりで、ペナルティーや懲罰の温床となり、徹底した個人の責任追及のみが目的となる深刻な問題となっていました。JR福知山線脱線・転覆事故でも、国交省事故調査委員会は、運転士が日勤教育に恐怖感を感じプレッシャー

を受けていたことが原因であると報告しています。

私たちの職場（JR東海）でも、些細な事象で見極め試験、再発防止、振り返りと称して、同じように乗務を外され日勤教育が実施されています。

今回の判決は、教育を行う会社の裁量権は認めつつ、その上で裁量権に逸脱があったと認定しました。日勤教育が、労働者の自由、名誉、プライバシーなど人格的利益を侵害したと認めたのです。

私たちは、今回の判決を活かし、生き活きと働きやすい職場づくりを目指し、職場から闘います。

運転士・車掌六一名に対し、
総額六二〇万円の賠償を命ずる！
JR西労組合員

日勤教育

JR西に賠償命令

大阪地裁 集団訴訟 一部認める

JR西日本がミスをした際に課す「日勤教育」で精神的苦痛を受けたとして、運転士や車掌ら約二百五十人が同社に一人当たり百万円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決で大阪地裁は二十七日、原告六十一人の日勤教育について「裁量の逸脱、乱用があった」と認めた。判決は、計六百二十万円の賠償を命じた。中村哲裁判長は判決理由で、日勤教育は同社の裁量でできる、と認めたと上で、原告の日勤教育の内容などを個別に検討。六十一人に別一人五万一千三百円程度の賠償を命じた。その他の原告については「裁量の逸脱はない」としては「裁量の逸脱はない」として請求を棄却した。原告はJR西日本労働組合員ら。オーバーランなどのミスをした際に日勤教育でレポートの作成などを課されたとして「人格を侵害するだけで効果がない日勤教育は制度そのものが違法」と主張していた。

日勤教育は、尼崎脱線事故の背景とも指摘され、この集団訴訟のほかにも大阪、広島などで運転士らが提訴。一部の原告についてはJR西の賠償責任を認めた大阪高裁判決や広島高裁判決が確定している。

東京新聞
7月27日夕刊